

(地Ⅲ18)
平成22年4月30日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 保坂 シゲ



地域保健医療等推進事業の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省健康局長より、各都道府県知事等宛に「地域保健医療等推進事業の実施について」の通知がなされ、本会に対しましても情報提供がありましたので、お送りいたします。

本通知につきましては、平成18年8月24日付（地Ⅲ94）をもって貴会宛にお送りいたしました、「地域保健医療等推進事業の実施について」（平成18年6月30日付け健発第0630003号健康局長通知）について、毎年、一部改正がなされています。

本事業においては、「保健指導技術高度化支援事業」、「地域健康危機管理体制推進事業」、「地域健康危機管理対策特別事業」、「地域保健対策強化推進事業」、「地域・職域連携推進事業」、「ホームレス保健サービス支援事業」及び「テーラーメイド保健指導プログラム評価支援事業」について、各実施要綱に基づき実施されます。

今般の改正内容につきましては、新旧対照表に示されておりますが、主な改正点として、保健指導技術高度化支援事業について、3. 事業内容に（4）新任保健師育成支援事業、及び（5）保健指導技能向上支援事業の追加がなされています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

711
健発0324第31号
平成22年3月24日

各
〔都道府県知事〕
〔保健所設置市長〕
〔特別区長〕
殿

厚生労働省健康局長



地域保健医療等推進事業の実施について

標記については、「地域保健医療等推進事業の実施について」（平成18年6月30日付け健発第0630003号健康局長通知）により、各事業の積極的な推進を図ることとしているところであるが、今般、その一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本事業中、市町村に対し国庫補助を行うこととされている事業について、貴管内市町村に対する周知につき配慮願いたい。

新旧対照表

(別紙)

改正後	現行
<p>《改正後全文》</p> <p>健発第0630003号 平成18年6月30日</p> <p>一部改正 健発第0514001号 平成19年5月14日</p> <p>健発第0331033号 平成20年3月31日</p> <p>健発第0401005号 平成21年4月1日</p> <p><u>健発第0324第31号</u> <u>平成22年3月24日</u></p> <p>各 〔都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 市町村長〕 殿</p> <p>厚生労働省健康局長</p> <p>地域保健医療等推進事業の実施について</p> <p>近年、地方分権の推進やこれに伴う市町村合併の進展、保健医療サービス分野における民間事業者活動の浸透、ボランティア活動の活発化、NPO法人等によるサービス提供の拡大</p>	<p>《改正前全文》</p> <p>健発第0630003号 平成18年6月30日</p> <p>一部改正 健発第0514001号 平成19年5月14日</p> <p>健発第0331033号 平成20年3月31日</p> <p>健発第0401005号 平成21年4月1日</p> <p>各 〔都道府県知事 保健所設置市長 特別区長〕 殿</p> <p>厚生労働省健康局長</p> <p>地域保健医療等推進事業の実施について</p> <p>近年、地方分権の推進やこれに伴う市町村合併の進展、保健医療サービス分野における民間事業者活動の浸透、ボランティア活動の活発化、NPO法人等によるサービス提供の拡大</p>

など、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。また、地域住民の健康志向が高まる中で、住民のニーズの変容に即応した効果的な支援を行うための体制づくりが以前にも増して必要になっている。

地域保健対策については、地域保健法等に基づき、各地方公共団体において地域の実情に即した具体的施策の推進を図っていただいているところであるが、昨今の地域保健に関する新たな潮流に即して、地域における健康危機管理と生活習慣病対策に重点をおいた具体的施策の展開を図っていくこととしている。

このような観点から、地域の健康危機管理における保健衛生部局の役割分担の明確化や情報の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、保健所と本庁、地方衛生研究所等の関係機関、関係団体との連携の強化等が重要である。

一方、生活習慣病対策については、今般の医療制度改革を踏まえ、疾病の予防を重視した取組を推進することとし、生活習慣病予防を一つの柱として、効果的な保健指導を提供する体制の整備を図ることとしている。

このため、別添「保健指導技術高度化支援事業」、「地域健康危機管理体制推進事業」、「地域健康危機管理対策特別事業」、「地域保健対策強化推進事業」、「地域・職域連携推進事業」、「ホームレス保健サービス支援事業」及び「テラーメイド保健指導プログラム評価支援事業」を実施する。

なお、この通知は平成18年4月1日から適用することとし、平成2年6月28日付け健政発第390号厚生省健康政策局長通知「地域保健活動の充実強化について」は、平成18年3月31日限りをもって廃止する。

別添 1

保健指導技術高度化支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、地方公共団体において医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策の充実・強化や新たな健康課題に適切に取り組むため、実態調査に基づいた研修事業を企画・立案するとともに、その研修結果等について評価・検証すること、また、各地方公共団体において保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させ、現任者の教育体制の構築及び充実を図ることにより、保健指導従事者における効果的かつ高度な保健指導技術と知識の向上を目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村とする。

ただし、保健所設置市及び特別区は、3(1)、(2)、(3)、(4)に掲げる事業

など、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。また、地域住民の健康志向が高まる中で、住民のニーズの変容に即応した効果的な支援を行うための体制づくりが以前にも増して必要になっている。

地域保健対策については、地域保健法等に基づき、各地方公共団体において地域の実情に即した具体的施策の推進を図っていただいているところであるが、昨今の地域保健に関する新たな潮流に即して、地域における健康危機管理と生活習慣病対策に重点をおいた具体的施策の展開を図っていくこととしている。

このような観点から、地域の健康危機管理における保健衛生部局の役割分担の明確化や情報の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、保健所と本庁、地方衛生研究所等の関係機関、関係団体との連携の強化等が重要である。

一方、生活習慣病対策については、今般の医療制度改革を踏まえ、疾病の予防を重視した取組を推進することとし、生活習慣病予防を一つの柱として、効果的な保健指導を提供する体制の整備を図ることとしている。

このため、別添「保健指導技術高度化支援事業」、「地域健康危機管理体制推進事業」、「地域健康危機管理対策特別事業」、「地域保健対策強化推進事業」、「地域・職域連携推進事業」、「ホームレス保健サービス支援事業」及び「テラーメイド保健指導プログラム評価支援事業」を実施する。

なお、この通知は平成18年4月1日から適用することとし、平成2年6月28日付け健政発第390号厚生省健康政策局長通知「地域保健活動の充実強化について」は、平成18年3月31日限りをもって廃止する。

別添 1

保健指導技術高度化支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、自治体において医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策の充実・強化や新たな健康課題に適切に取り組むため、実態調査に基づいた研修事業を企画・立案するとともに、その研修結果等について評価・検証すること、また、各自治体において保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させ、現任者の教育体制の構築及び充実を図ることにより、保健指導従事者における効果的かつ高度な保健指導技術と知識の向上を目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

を実施する場合に限る。また、市町村（保健所設置市を除く。）は、3（4）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

(1) 保健活動等実態調査

地方公共団体が実施する保健指導の手法、研修事業の内容や実施状況及び保健指導従事者のニーズの把握など、研修事業の企画や人材育成事業を実施する上で必要な地域保健活動の実態を把握するための調査を行うものとする。

(2) 研修事業の企画・立案及び評価検証

ア 研修事業の企画・立案

保健指導技術の向上のため、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置し、実態調査結果や保健指導従事者のニーズ等を踏まえ、生活習慣病対策等における効果的かつ高度な研修事業を企画・立案し、管内に周知するものとする。

なお、事業の評価等に基づき研修内容を改善するなど、効果的かつ効率的な資質向上を図るものとする。

また、地域の特性を十分に勘案した上で、特に次の事項について企画等を行うものとする。

- (ア) 生活習慣病対策と健診・保健指導について
- (イ) 地域における健康危機管理対策について
- (ウ) 新任保健指導従事者の人材育成について

イ 研修事業の評価・検証

地方公共団体において実施する研修事業について、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置し、推進すべき点、問題点や改善すべき点を抽出するなど、事業の実施結果や実態調査結果等をもとに研修事業の評価・検証を行い、研修内容の充実等を図るものとする。

(3) 「人材育成ガイドライン」の作成及び評価・検証

ア 「人材育成ガイドライン」の作成

国立保健医療科学院が実施する「公衆衛生看護管理者研修（人材管理）」を修了した者が所属する都道府県、保健所設置市又は特別区において検討会を設置し、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言を得ながら、現任者の教育体制を構築するた

3 事業内容

各都道府県、保健所設置市及び特別区は、保健指導技術の向上に取り組むため、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置し、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 保健活動等実態調査

自治体を実施する保健指導の手法、研修事業の内容や実施状況及び保健指導従事者のニーズの把握など、研修事業の企画や人材育成事業を実施する上で必要な地域保健活動の実態を把握するための調査を行うものとする。

(2) 企画・立案等

ア 研修事業の企画・立案

保健指導技術の向上のため、実態調査結果や保健指導従事者のニーズ等を踏まえ、生活習慣病対策等における効果的かつ高度な研修事業を企画・立案し、管内に周知するものとする。

なお、事業の評価等に基づき研修内容を改善するなど、効果的かつ効率的な資質向上を図るものとする。

また、地域の特性を十分に勘案した上で、特に次の事項について企画等を行うものとする。

- (ア) 生活習慣病対策と健診・保健指導について
- (イ) 地域における健康危機管理対策について
- (ウ) 新任保健指導従事者の人材育成について

イ 「人材育成ガイドライン」の作成

国立保健医療科学院が実施する人材管理研修を修了した者が所属する自治体において検討会を設置し、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言を得ながら、現任者の教育体制を構築するための「人材育成ガイドライン」の作成等を行うものとする

めの「人材育成ガイドライン」の作成等を行うものとする。

イ 「人材育成ガイドライン」等の評価・検証

「人材育成ガイドライン」に基づいて実施した人材育成事業の実施結果や実態調査結果等をもとに、国立保健医療科学院が実施する「公衆衛生看護管理者研修（人材管理）」を修了した者が所属する都道府県、保健所設置市又は特別区において、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言を得ながら、当該ガイドライン等の評価・検証を行い、内容の充実や改定等を行うものとする。

(4) 新任保健師育成支援事業

退職保健師等が育成トレーナーとなって、採用後3年以内の新任期の保健師が行う家庭訪問等の地域保健活動に同行し、実際に業務の実施状況を確認しながら、必要な助言等を行うものとする。

(5) 保健指導技能向上支援事業

各都道府県において、主に管内市町村等の中堅期の保健師によって構成された保健指導に関する研究会議を開催し、当該会議において模擬的な保健指導を通して効果的な保健指導の手法等について分析及び検討を行い、結果を保健指導マニュアル等として取りまとめる。

この取りまとめた結果については、都道府県が管内の市町村等に対し、必要に応じて助言を行いながら周知を図るものとする。

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

別添 2

地域健康危機管理体制推進事業実施要綱

る。

(3) 評価・検証

ア 研修事業の評価・検証

自治体において実施する研修事業について、推進すべき点、問題点や改善すべき点を抽出するなど、事業の実施結果や実態調査結果等をもとに研修事業の評価・検証を行い、研修内容の充実を図るものとする。

イ 「人材育成ガイドライン」等の評価・検証

自治体において作成した「人材育成ガイドライン」に基づいて実施した人材育成事業の実施結果や実態調査結果等をもとに、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言を得ながら、当該ガイドライン等の評価・検証を行い、内容の充実を図るものとする。

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

別添 2

地域健康危機管理体制推進事業実施要綱

(略)

別添 3

地域健康危機管理対策特別事業実施要綱
(略)

別添 4

地域保健対策強化推進事業実施要綱

1～2 (略)

3 (1)～(2) (略)

(3) 全国保健師学術研究大会

地域保健活動に従事している保健師等が、研究発表等の実施を通じ、保健指導を中心とした新しい知識及び技術を習得し、地域保健の向上に寄与するものとする。

4 (略)

別添 5

地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容

(1) 地域・職域連携推進協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設ける。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6

(略)

別添 3

地域健康危機管理対策特別事業実施要綱
(略)

別添 4

地域保健対策強化推進事業実施要綱

1～2 (略)

3 (1)～(2) (略)

(3) 全国保健師学術研究大会

地域保健活動に従事している保健師等が、研究発表及びシンポジウム等の実施を通じ、保健指導を中心とした新しい知識及び技術を習得し、地域保健の向上に寄与するものとする。

4 (略)

別添 5

地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容

(1) 地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設ける。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6

年厚生省告示第374号)の第6の4及び健康増進法(平成14年法律第103号)第9条の健康診査等指針(平成16年厚生労働省告示第242号)の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、(3)に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)のうちから幅広い参画を得て構成することとする。

エ 都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会(以下「都道府県協議会」という。)を設ける。また、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号の区域(以下「二次医療圏」という。)、保健所設置市又は特別区の単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会(以下「二次医療圏協議会」という。)を設けることとする。ただし、二次医療圏協議会については、行政区域上の問題等により二次医療圏単位で設置することが困難な、やむを得ない理由がある場合には、保健所単位による協議会の設置も可能とする。

なお、都道府県協議会及び二次医療圏協議会は、既存の協議機関(会議等)を活用して、これらの協議会として差し支えない。

(2) 地域・職域連携推進協議会の事業 (略)

(3) 関係機関 (略)

4 経費の負担 (略)

5 その他 (略)

別添 6

ホームレス保健サービス支援事業実施要綱
(略)

別添 7

テラーメイド保健指導プログラム評価支援事業実施要綱

1 事業目的 (略)

2 実施主体

年厚生省告示第374号)の第6の4及び健康増進法(平成14年法律第103号)第9条の健康診査等指針(平成16年厚生労働省告示第242号)の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、(3)に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)のうちから幅広い参画を得て構成することとする。

エ 都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会(以下「都道府県協議会」という。)を設ける。また、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号の区域(以下「二次医療圏」という。)、保健所設置市又は特別区の単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会(以下「二次医療圏協議会」という。)を設けることとする。

なお、都道府県協議会及び二次医療圏協議会は、既存の協議機関(会議等)を活用して、これらの協議会として差し支えない。

(2) 地域・職域連携推進協議会の事業 (略)

(3) 関係機関 (略)

4 経費の負担 (略)

5 その他 (略)

別添 6

ホームレス保健サービス支援事業実施要綱
(略)

別添 7

テラーメイド保健指導プログラム評価支援事業実施要綱

1 事業目的 (略)

2 実施主体

この事業の実施主体は、保健所設置市、特別区及び市町村とする。

3 事業内容

保健所設置市、特別区及び市町村は、次に掲げる事業を実施するものとする。

なお、特定保健指導の支援内容について評価及び検証を行うにあたり、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置するものとする。

(1)～(2) (略)

4 経費の負担

保健所設置市、特別区及び市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

(1) 事業を実施するにあたり、必要とする情報、保健指導の効果の評価及び検証の方法、対象者の選定手順等の詳細については、厚生労働省において設置する保健指導プログラム評価検討会等において検討のうえ別途示すこととする。

(2)～(4) (略)

この事業の実施主体は、市町村及び特別区とする。

3 事業内容

各市町村及び特別区は、次に掲げる事業を実施するものとする。

なお、特定保健指導の支援内容について評価及び検証を行うにあたり、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置することができるものとする。

(1)～(2) (略)

4 経費の負担

市町村及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

(1) 事業を実施するにあたり、必要とする情報、保健指導の効果の評価及び検証の方法、対象者の選定手順等の詳細については、厚生労働省において設置する保健指導プログラム評価検討会において検討のうえ別途示すこととする。

(2)～(4) (略)

《改正後全文》

健発第0630003号
平成18年6月30日

一部改正

健発第0514001号
平成19年5月14日

健発第0331033号
平成20年3月31日

健発第0401005号
平成21年4月1日

健発第0324第31号
平成22年3月24日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
市町村长〕 殿

厚生労働省健康局長

地域保健医療等推進事業の実施について

近年、地方分権の推進やこれに伴う市町村合併の進展、保健医療サービス分野における民間事業者活動の浸透、ボランティア活動の活発化、NPO法人等によるサービス提供の拡大など、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。また、地域住民の健康志向が高まる中で、住民のニーズの変容に即応した効果的な支援を行うための体制づくりが以前にも増して必要になっている。

地域保健対策については、地域保健法等に基づき、各地方公共団体において地域の実情に即した具体的施策の推進を図っていただいているところであるが、昨今の地域保健に関する新たな潮流に即して、地域における健康危機管理と生活習慣病対策に重点をおいた具体的施策の展開を図っていくこととしている。

このような観点から、地域の健康危機管理における保健衛生部局の役割分担の明確化や情報の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、保健所と本庁、地方衛生研究所等の関係機関、関係団体との連携の強化等が重要である。

一方、生活習慣病対策については、今般の医療制度改革を踏まえ、疾病の予防を重視した取組を推進することとし、生活習慣病予防を一つの柱として、効果的な保健指導を提供する体制の整備を図ることとしている。

このため、別添「保健指導技術高度化支援事業」、「地域健康危機管理体制推進事業」、「地域健康危機管理対策特別事業」、「地域保健対策強化推進事業」、「地域・職域連携

推進事業」、「ホームレス保健サービス支援事業」及び「テーラーメイド保健指導プログラム評価支援事業」を実施する。

なお、この通知は平成18年4月1日から適用することとし、平成2年6月28日付け健政発第390号厚生省健康政策局長通知「地域保健活動の充実強化について」は、平成18年3月31日限りをもって廃止する。

保健指導技術高度化支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、地方公共団体において医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策の充実・強化や新たな健康課題に適切に取り組むため、実態調査に基づいた研修事業を企画・立案するとともに、その研修結果等について評価・検証すること、また、各地方公共団体において保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させ、現任者の教育体制の構築及び充実を図ることにより、保健指導従事者における効果的かつ高度な保健指導技術と知識の向上を目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村とする。

ただし、保健所設置市及び特別区は、3（1）、（2）、（3）、（4）に掲げる事業を実施する場合に限る。また、市町村（保健所設置市を除く。）は、3（4）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）保健活動等実態調査

地方公共団体が実施する保健指導の手法、研修事業の内容や実施状況及び保健指導従事者のニーズの把握など、研修事業の企画や人材育成事業を実施する上で必要な地域保健活動の実態を把握するための調査を行うものとする。

（2）研修事業の企画・立案及び評価検証

ア 研修事業の企画・立案

保健指導技術の向上のため、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置し、実態調査結果や保健指導従事者のニーズ等を踏まえ、生活習慣病対策等における効果的かつ高度な研修事業を企画・立案し、管内に周知するものとする。

なお、事業の評価等に基づき研修内容を改善するなど、効果的かつ効率的な資質向上を図るものとする。

また、地域の特性を十分に勘案した上で、特に次の事項について企画等を行うものとする。

- （ア）生活習慣病対策と健診・保健指導について
- （イ）地域における健康危機管理対策について
- （ウ）新任保健指導従事者の人材育成について

イ 研修事業の評価・検証

地方公共団体において実施する研修事業について、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置し、推進すべき点、問題点や改善すべき点を抽出するなど、事業の実施結果や実態調査結果等をもとに研修事業の評価・検証を行い、研修内容の充実等を図るものとする。

(3) 「人材育成ガイドライン」の作成及び評価・検証

ア 「人材育成ガイドライン」の作成

国立保健医療科学院が実施する「公衆衛生看護管理者研修（人材管理）」を修了した者が所属する都道府県、保健所設置市又は特別区において検討会を設置し、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言を得ながら、現任者の教育体制を構築するための「人材育成ガイドライン」の作成等を行うものとする。

イ 「人材育成ガイドライン」等の評価・検証

「人材育成ガイドライン」に基づいて実施した人材育成事業の実施結果や実態調査結果等をもとに、国立保健医療科学院が実施する「公衆衛生看護管理者研修（人材管理）」を修了した者が所属する都道府県、保健所設置市又は特別区において、必要に応じて国立保健医療科学院等からの助言を得ながら、当該ガイドライン等の評価・検証を行い、内容の充実や改定を行うものとする。

(4) 新任保健師育成支援事業

退職保健師等が育成トレーナーとなって、採用後3年以内の新任期の保健師が行う家庭訪問等の地域保健活動に同行し、実際に業務の実施状況を確認しながら、必要な助言等を行うものとする。

(5) 保健指導技能向上支援事業

各都道府県において、主に管内市町村等の中堅期の保健師によって構成された保健指導に関する研究会議を開催し、当該会議において模擬的な保健指導を通して効果的な保健指導の手法等について分析及び検討を行い、結果を保健指導マニュアル等として取りまとめる。

この取りまとめた結果については、都道府県が管内の市町村等に対し、必要に応じて助言を行いながら周知を図るものとする。

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

地域健康危機管理体制推進事業実施要綱

1. 目的

この事業は、健康危機事例発生の未然防止、あるいはその拡大の抑制など、有事のみならず平時からの備えと事後の迅速かつ適切な対応のため、保健所を中核とする体制を整備することにより、地域における健康危機管理対策の強化を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区とする。

ただし、中核市、地域保健法施行令第1条第3号に定める市、特別区は、3（1）イに掲げる事業を実施する場合に限る。

3. 事業内容

（1）健康危機管理連携推進事業

ア 各都道府県、指定都市は、総合的な健康危機管理対策を講じるため、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織（健康危機管理協議会等）を設置するとともに、次に掲げる事項に関し検討、協議、評価を行うものとする。

- （ア）地域における健康危機管理対策に関する現状
- （イ）地域に特徴的な健康危機の発生する危険性
- （ウ）健康危機情報を迅速に収集できる体制の確保
- （エ）関係機関、関係団体等との連携・応援体制の構築
- （オ）地域の実情を踏まえた基本的な対処方針
- （カ）健康危機事例発生時における責任の所在、役割分担及び指揮命令系統の確認
- （キ）保健チーム派遣体制の整備及び職員の安全確保
- （ク）人材の確保及び資質の向上等の基盤整備
- （ケ）その他都道府県等における総合的な健康危機管理対策

イ 各都道府県、保健所設置市、特別区は、保健所ごとに関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織（健康危機管理保健所協議会等）を設置するとともに、次に掲げる事項に関し地域の実情に応じた検討、協議を行うものとする。

- （ア）管内市町村における健康危機管理対策に関する現状
- （イ）関係機関、関係団体等との連携・応援体制の構築
- （ウ）健康危機情報を迅速に収集できる体制の確保
- （エ）地域住民への保健サービスの提供の調整
- （オ）地域住民に対する情報提供等の被害の拡大防止のための普及啓発活動
- （カ）他所管区域において発生が予想される健康危機事例に応じた対策

(2) 健康危機保健チーム派遣体制整備事業

ア 健康危機事例が発生した際に、情報の収集、状況の確認、原因の究明、現場の調査等、的確かつ速やかな対応を行うため、保健関係者からなる派遣チームを編成し、常時、派遣可能な体制整備を図るものとする。

イ 本チームは、二次被害の発生や拡大の防止のため、地域住民又は被害者に対する迅速かつ的確な、健康相談やこころのケアなど、健康危機事例に応じた保健活動を行うものとする。

ウ 本チームは、大規模（広域的）な健康危機事例が発生した際に、発生現場等からの応援要請による迅速な対応や市町村等との連携による適切な保健活動を行うものとする。

エ 有事に備えた平時からの演習等を実施し、緊急時における対応の能力向上を図るものとする。

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

別添 3

地域健康危機管理対策特別事業実施要綱

1 目的

この事業は、地域における健康危機管理対応の充実強化が求められる中で、既存の補助制度のない事業であって、健康危機事例に応じた保健活動や地域の特性を踏まえた事業を支援することにより、健康危機管理対策の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市、特別区とする。

3 事業内容

本事業の内容は、保健所を中核とする体制の整備や緊急時に求められる保健活動への対応など、健康危機管理対策の強化を図るため次の事業を実施する。

- (1) 健康危機事例が発生した際に、保健所等において緊急的に実施する健康相談など、健康危機事例に応じた地域保健活動に関する事業
- (2) その他、特に必要と認める健康危機管理対策に関する事業

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

事業実施については、健康危機事例の発生等により緊急的に地域保健活動を実施する必要が生じたものを優先するため、事業計画策定にあたっては事前に厚生労働省健康局総務課地域保健室に協議するものとする。

別添 4

地域保健対策強化推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、地域保健を取り巻く環境の変化等を踏まえ、地域保健の基盤をゆるぎないものとし、地域住民の健康と安全を確保するため、地域における健康危機管理対策の強化や生活習慣病対策に重点を置いた取組を支援することにより、地域保健対策の充実を図り、地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 事業内容

本事業の内容は、ボランティアを含む地域保健関係者が共通の課題と認識を持ち、それぞれの地域保健対策に取り組むことが重要であることから、地域保健対策の重点課題をテーマとした以下の事業を実施する。

(1) 全国食生活改善大会

食育を通じた健やかな生活習慣の形成等、食生活の改善に資するため、地区組織の活動を推進し、国民の健康づくりに寄与するものとする。

(2) 地域保健全国大会

健康危機事例の多様化や少子・高齢化などの社会的状況の変化を踏まえ、地域保健の今後の展望と問題点を検討することにより、地域保健対策の充実と実践活動の効果的な推進を図るものとする。

(3) 全国保健師学術研究大会

地域保健活動に従事している保健師等が、研究発表等の実施を通じ、保健指導を中心とした新しい知識及び技術を習得し、地域保健の向上に寄与するものとする。

4 経費の負担

都道府県及び指定都市がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

ただし、保健所設置市及び特別区は、3（2）イに掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携推進協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設ける。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（3）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）のうちから幅広い参画を得て構成することとする。

エ 都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設ける。また、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第10号の区域（以下「二次医療圏」という。）、保健所設置市又は特別区の単位の二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「二次医療圏協議会」という。）を設けることとする。ただし、二次医療圏協議会については、行政区域上の問題等により二次医療圏単位で設置することが困難な、やむを得ない理由がある場合には、保健所単位による協議会の設置も可能とする。

なお、都道府県協議会及び二次医療圏協議会は、既存の協議機関（会議等）を活用して、これらの協議会として差し支えない。

（2）地域・職域連携推進協議会の事業

ア 都道府県協議会

（ア）都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により

構成する。

(イ) 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）について企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）を行うとともに、二次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行う。なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図ること。

(ウ) 同協議会は、主に次の事項を役割として担うものであり、地域特性を十分に勘案した上で、企画等を行う。

- a 各関係者（医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関連団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- b 都道府県における健康課題の明確化
- c 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等
- d 各関係者が行う各種事業の連携促進及び共同実施
- e 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策
- f 同協議会の取組の広報、啓発

イ 二次医療圏協議会

(ア) 二次医療圏協議会は、区域内の事業に関わる関係機関の代表者等により構成する。

(イ) 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、主に次の事項を役割として担うものであり、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

- a 区域内固有の健康課題の明確化
- b 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進
- c 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等
- d 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整
- e 健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換等
- f 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報
- g 圏域の市町村、事業者への支援
- h 同協議会の取組の広報、啓発

(ウ) 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

(エ) 作業部会は、二次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(3) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県、市町村、保健所等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、共済組合、保険者協議会、都道府県社会保険協会、労働局、労働基準監督署、都道府県産業保健推

進センター、地域産業保健センター、商工会議所・商工会、協同組合等
ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、健康保持増進サービス機関、医師会、歯科医師会、
薬剤師会、看護協会、栄養士会、学識経験者、住民や就労者の代表等

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

(1) 事業の実施に当たり、個人情報の保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

(2) 次の各項目を参考に事業実施報告書を作成し、国に提出すること。

ア 協議会の運営及び実施状況

イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び措置状況（今後の予定、結果等）

ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等

エ その他

別添 6

ホームレス保健サービス支援事業実施要綱

1 事業目的

この事業は、ホームレスに対する保健・医療の確保が自立支援の上で重要な課題となっていることから、健康に不安を抱えるホームレスに対し、健康相談等の保健サービスを実施することにより、ホームレスの健康対策を推進し、その自立を支援することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

3 事業内容

- (1) 保健所などにおいて窓口や巡回による血圧測定、尿検査、血液検査、健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備する。
- (2) 健康の維持・向上が図られるよう、必要な情報を提供する。
- (3) その他、健康意識を向上させるための相談・指導を実施する。

4 経費の負担

都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

事業の実施に当たっては、福祉事務所、ボランティア団体、NPOその他の関係機関と連携・調整を密にし、事業の円滑な実施に努めること。

また、本事業の実施に携わる者は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

テラーメイド保健指導プログラム評価支援事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、標準的な健診・保健指導プログラムに基づき実施した、具体的な保健指導の支援内容について、その効果の評価や検証を行い、円滑かつ効果的な特定保健指導の推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、保健所設置市、特別区及び市町村とする。

3. 事業内容

保健所設置市、特別区及び市町村は、次に掲げる事業を実施するものとする。

なお、特定保健指導の支援内容について評価及び検証を行うにあたり、関係機関、関係団体等をもって構成する協議組織を設置するものとする。

- (1) 特定保健指導を実施した全対象者について、目標、支援の形態や時間、6ヶ月後の評価時の生活習慣の改善状況の情報等を収集及び記録し、量的な視点から保健指導の効果について評価及び検証する。

なお、特定保健指導の量的な情報は、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」付属資料7の保健指導情報を基本とし、その他の情報については必要に応じて収集する。

- (2) 特定保健指導の対象者の中から、別に定める手順や方法等により対象者を選定し、当該対象者に対して実施した具体的な保健指導の指導内容について情報を収集及び記録し、質的な視点から保健指導の効果について評価及び検証する。

4. 経費の負担

保健所設置市、特別区及び市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5. その他

- (1) 事業を実施するにあたり、必要とする情報、保健指導の効果の評価及び検証の方法、対象者の選定手順等の詳細については、厚生労働省において設置する保健指導プログラム評価検討会等において検討のうえ別途示すこととする。

- (2) 厚生労働省において、3の(1)及び(2)をもとに、保健指導対象者の状況に応じた効果的な保健指導の要件を整理し、その手法を取りまとめ、普及・啓発することとしているので、これら情報及び結果については、健康局総務課保健指導室に報告するものとする。

- (3) 事業の実施にあたり、個人情報の保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

- (4) 保健指導の効果を評価・検証するために血液検査等を実施しようとする場合には、その必要性、検査の実施方法、実施体制等について、医師を交えて十分協議した上で実施すること。